

お知らせ

INFORMATION

土地家屋調査士の行う

無料相談会

日時 12月10日(土)

相談内容

- 1 土地の境界に関するトラブルの悩み
 - 2 土地・建物に関する登記等のこと
- 会場 佐久平交流センター 第3会議室
開催時間 受付 午後1時30分～4時迄
終了 午後4時30分

相談時間 1件 30分まで

※なお当日は混雑も予想され会場でお待ち頂く場合も考えられますので、予めご予約頂きお越し下さることをお勧めします。

お問い合わせ先

ご予約 「土地家屋調査士の行う

無料相談会 相談予約」

受付窓口

長野県土地家屋調査士会事務局

026-2322-4566

受付時間 午前9時～午後4時

(正午～1時を除く)

INFORMATION

司法書士による

「養育費集中相談会」

相談方法

左記会場における電話または面談相談

1 電話相談

日時 12月8日(木)・9日(金)・10日(土)
の3日間

午前10時～午後3時

電話番号 012-448-788

(フリーダイヤル)

2 面談相談(要予約)

日時 平成28年12月10日(土)

午前10時～午後3時

会場 長野県司法書士会館2階

(長野市妻科399番地)

予約電話 026-2322-7492

(予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です)

相談料

電話相談及び面談ともに無料です

相談例

○養育費の支払いがストップしてしまつた

○養育費の取決めをせず離婚したけど、今からでももらえますか？

○養育費の減額をしたい、もしくは増額を求めたい …etc

お問い合わせ先(予約先)

長野県司法書士会

電話 026-2322-7492

INFORMATION

不正軽油ホットライン

灯油などを不正に混ぜた軽油の製造、販売、使用は悪質な脱税行為であるうえ、自然環境にも悪影響を与えます。

県では、不正軽油撲滅のためホットラインを設けています。

「灯油や重油を自動車に給油している」、「見知らぬ業者から安い軽油の売り込みがあった」などの情報がありましたら、フリーダイヤル、0120-940-050まで。

INFORMATION

地域で支える成年後見制度

～市民後見を中心に～

成年後見制度の利用状況

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない本人について、その権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、本人を法的に支援する制度です。

高齢者人口の増加に伴って、成年後見制度の利用者数は年々増加しています。

市民後見人とは？

市民後見人は、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。

市民後見人には、例えば、後見人となる親族がいないような場合でも、身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見等事務を進められる強みがあります。

市民後見人の選任状況

家庭裁判所が市民後見人を選任した件数は、年々増加しています。

成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、市民後見人に期待される役割はますます大きくなるといえます。

家庭裁判所の取組

家庭裁判所は、研修会へ講師を派遣したり意見交換会等を実施するなどして、司法機関としての中立公平性に配慮しつつ、地方自治体等との連携に努めています。

成年後見制度について詳しく知りたい方は、裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」

<http://www.courts.go.jp/koukenp/>

を御覧ください。